

○学校法人尚綱学院コンプライアンス推進規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人尚綱学院（以下「本学院」という。）におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定め、教職員がコンプライアンスを推進することにより、適正な本学院の運営及び本学院に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本法人の役員及び教職員等が、法令及び本学院が定める諸規程等を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

2 この規程において、前項に違反する行為を総称し、「コンプライアンス違反行為」という。

3 この規程において、「役員及び教職員等」とは、次の通りとする。

(1) 本学院の理事、監事及び評議員

(2) 本学院の教員及び事務職員等で、本法人と雇用関係にある者

(3) 本学院の指揮命令下にある派遣労働者及び本学院と第三者との間の契約に基づいて業務を遂行する者

(理事長の責務)

第3条 理事長は、本学院のコンプライアンス推進の最高責任者として、すべての役員及び教職員等のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンス違反の不正を未然に防止し、不正の速やかな調査と是正を図るとともに、リスク管理を含むコンプライアンスに関わる役員及び教職員等への研修、教育及び啓発活動を継続して実施し、コンプライアンスを推進する体制を整備することに努めなければならない。

(役員及び教職員等の責務)

第4条 役員及び教職員等は、本学院の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

2 役員及び教職員等は、本学院の業務及び職務の執行に関し、法令及び本学院が定める諸規程等に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

3 役員及び教職員等は、本学院に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令及び本法人が定める諸規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長及び監事に報告するものとする。

(コンプライアンスに関する管理監督者の責務)

第5条 本学院の業務において、「尚綱学院管理運営に関する規程」に定める管理職位者及び監督職位者は、自己の管理監督下にある部署においてコンプライアンスの推進を図るため、教職員等の公平公正な職務の遂行について適切な指揮監督及び支援に努めなければならない。

(コンプライアンス推進統括責任者)

第6条 本学院におけるコンプライアンス推進統括責任者（以下、「統括責任者」という。）は、理事長とする。

2 統括責任者は、第3条に定めるもののほか、コンプライアンス違反行為を防止する観点から、役員及び教職員等に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解の推進及び周知徹底をするため、必要な教育及び研修に関する体制を確立するよう努めなければならない。

3 統括責任者は、前項の職責を遂行するため、コンプライアンスに係る教育及び研修の状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、その他コンプライアンス違反行為に関する必要な措置を講ずるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 統括責任者を補佐し、本学院におけるコンプライアンスの推進を図るため、次の者をコンプライアンス推進責任者（以下、「推進責任者」という。）とする。

経営管理部 事務局長

大学・大学院 学長
中学校・高等学校 校長
幼稚園 園長

2 推進責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進担当者)

第8条 推進責任者は、自己の管理・監督する組織におけるコンプライアンスの推進を図るため、当該組織にコンプライアンス推進担当者（以下、「推進担当者」という。）を置く。

2 推進担当者は、各部署の管理監督職位者をもって充てる。

(コンプライアンス推進委員会)

第9条 本学院におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学院長
- (3) 常務理事
- (4) 学長
- (5) 校長
- (6) 園長
- (7) 事務局長
- (8) 経営管理部長
- (9) 内部監査室長
- (10) その他理事長が指名する者

3 委員会の委員長は、理事長とする。

4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に陪席させ、意見を聴くことができる。

6 委員会は、年1回開催し、第10条で定める事項等を審議する必要があるときは、その都度開催する。

(委員会の任務)

第10条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) コンプライアンスの推進及び基本方針の策定、改善に係る重要な方針の策定及び総括
- (2) コンプライアンスの推進に係る組織運営体制の整備
- (3) コンプライアンスに関わる研修・教育の実施
- (4) コンプライアンスの通報に係る調査、学校長等への当該事案の処理に係る対応及び検証
- (5) その他コンプライアンスの推進、啓発及び改善

(コンプライアンス窓口)

第11条 コンプライアンス違反行為又は違反のおそれのある事案に関する通報及び相談に対応するため、内部監査室内にコンプライアンス窓口を設置する。

2 コンプライアンス窓口責任者は、内部監査室長とする。

3 役員及び教職員等は、コンプライアンス違反行為又は違反のおそれがあると判断したときは、直ちにこれを学校長等に報告するか、前項に定めるコンプライアンス窓口責任者に通報するなど、本学院の諸規程に従い適切に対応しなければならない。

(コンプライアンスに関する調査)

第12条 前条第3項により報告を受けた学校長等又は通報を受けたコンプライアンス窓口責任者は、速やかに統括責任者に報告し、統括責任者は、当該通報等が不正、不当の目的であると認められるとき及び通報事実がコンプライアンス違反に該当しないものであると認められるときを除いて委員会を招集し、調査等の必要な措置を講じなければならない。

2 本学院の役員及び教職員等は、コンプライアンス違反に関する調査に協力しなければならない。

(是正措置等)

第13条 本学院は、調査の結果、コンプライアンス違反の事実があると認めた場合には、直ちに当該

コンプライアンス違反の中止その他是正のために必要な措置、法令及び本学院が定める諸規程等に基づく措置、再発防止のために必要な措置及びその他適切な措置を執らなければならない。

(通報を行う者の責務)

第14条 通報は、本学院の運営の適正化に資するために行われるものであり、コンプライアンス違反に係る通報等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的な根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷、私怨、私利私欲その他の不正な意図又は感情で行ってはならない。

2 通報を行う者は、通報対象者の氏名及び所属並びに通報に係る事実の発生日時、場所及び内容をできる限りわかりやすく通報しなければならない。

3 コンプライアンス窓口へ通報又は相談を行う者は、氏名、所属又は住所及び連絡先を明らかにするものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 本学院は、コンプライアンスに関し相談し若しくはコンプライアンスに違反の通報をしたこと又はコンプライアンス違反に関する調査に協力したことを理由に、当該通報者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第16条 本学院の役員及び教職員等及びコンプライアンスに関する調査等に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(所管)

第17条 この規程に関する事務は、経営管理部企画課が行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2026年 4 月 1 日から施行する。

